

この助成事業は、地域住民の皆さんより
中川区の福祉のためにご寄付いただいたものを財源にしています。
ぜひ、有効にご活用ください。

賛助会費とは…

福祉のまちづくりを進めるため、区社協独自のサービスや福祉事業を行うため、

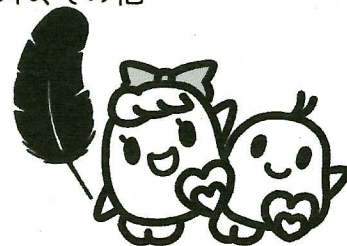
本会の趣旨にご賛同いただいた方にご協力をいただいています。

赤い羽根共同募金とは…

毎年10月から全国一斉に行われる募金運動で、12月からは歳末たすけあい募金も

併せて行われます。集まった募金は、7割が中川区内の地域福祉に使われ、その他

愛知県内の社会福祉施設の整備などに使われています。



<審査会会場>

中川区役所 講堂

◆地下鉄：東山線「高畑」下車 3番出口…北東200メートル 徒歩約3分

◆市バス「地下鉄高畑」下車…徒歩約3分

※できるだけ公共交通機関でお越しください。

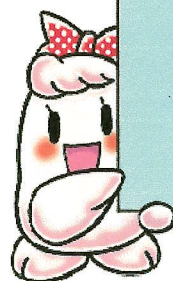
社会福祉法人 名古屋市中川区社会福祉協議会

〒454-0875 名古屋市中川区小城町1-1-20 中川区在宅サービスセンター内

電話：352-8257 FAX：352-3825

メール：nakagawaVC@nagoya-shakyo.or.jp

ホームページ：<http://www.nakagawashakyo.jp>



令和4年度 中川区

「地域の底力を応援」

助成事業のご案内



締切令和4年
6月30日(木)

地域住民が中川区内で取り組んでいる福祉活動やボランティア活動に対して、
地域の皆さんからいただいた共同募金や賛助会費を財源に助成を行う事業です。

社会福祉法人 名古屋市中川区社会福祉協議会

助成対象

1. 中川区内で過去に6ヶ月以上（注）の活動実績があり現在活動中の非営利の次の団体
 - ★ 法人格を持たない任意団体（ボランティアグループ・サークル・サロン等）
 - ★ 特定非営利活動法人（注）活動実績の基準日（起算日）は審査会当日（令和4年7月29日）とします。
2. 助成の対象となる事業・活動は、令和4年度中（令和5年3月末まで）に、中川区内で高齢者、障がい者、児童やその保護者等広く住民を対象に実施し、地域福祉の推進を図る活動。

助成金の種類・金額

★ はばたき事業助成

団体の新規事業や助けあい・支えあい活動の発展が期待できる事業等、通常活動を拡充して行われる事業に対し、1事業につき100,000円を上限として助成します。

【例】新たな担い手を確保するボランティア養成講座を行いたい。

中川区の地域住民の皆さんを巻き込んだ新しい事業（イベント等）を行いたい。 等

★ ささえあい活動助成

団体の行う通常の地域福祉活動に対し1事業につき50,000円を上限として助成します。
ただし、いわゆるサロン活動に対しては、20,000円を上限として助成します。

※ 「はばたき事業助成」「ささえあい活動助成」の両方に申請することができます。

次のような事業・活動は、助成の対象となりません

- ★ 令和4年度中に、行政機関（名古屋市等）・名古屋市社会福祉協議会・名古屋市各区社会福祉協議会から、他の助成を受けている、または受ける予定がある事業。
【例】サロン開設助成金・サロン運営助成金を申請した、または申請する予定のあるサロン 等
- ★ 活動の財源が助成金のみである。（参加者の自己負担がまったくない）
- ★ 助成金の使途が過度な飲食代や親睦会費等のみである。
- ★ 特定の人だけを対象とした活動である。
- ★ 参加者の募集、活動の拡大などを行っていない。
- ★ 介護保険法・障害者総合支援法の適用事業。
- ★ その他、会長が不適当と認める場合。

< 「はばたき事業助成」は、以下の場合も申請の対象となりません >

- ★ 通常の活動や、すでに行っている事業と同じである。
- ★ 申請内容が過去のものと同じである。

審査方法

- 1 第一次審査（書類審査）
提出書類に基づいて審査します。
- 2 第二次審査（公開プレゼンテーションによる審査）

日時：令和4年7月29日（金）14：00～16：00

場所：中川区役所 講堂

プレゼンテーション終了後に行う審査会で、交付の可否や助成額について決定します。
審査会は、学識経験者・地域団体関係者・本会事務局などで構成されます。
審査結果については、後日通知します。また、助成金の交付は口座振込により行います。
※審査のポイント（下記①～⑤）をご確認のうえ申請してください。

はばたき ささえあい	①必要性	区民の福祉ニーズに合致していて、中川区の福祉推進に必要な事業・活動ですか？
	②財政状況	効率的・有効に経費が活用されていますか？ 参加者の自己負担なく、助成金のみで運営していませんか？
	③広報	特定の会員だけを対象とした自助的な事業・活動ではなく、地域住民への広報や新しい参加者の募集を行っていますか？
はばたき	④協働性	今後、本会・地域福祉推進協議会・社会福祉施設・ボランティアグループなどと協働での取り組みができますか？
	⑤発展性	中川区内の助けあい・支えあい活動の発展が期待できる事業ですか？ 団体の通常活動を拡充させていますか？ 新たな展開が見込めますか？

審査手続

- 1 申請書（はばたき事業助成：様式1、ささえあい活動助成：様式2）に以下の書類を添付して、本会までご提出ください。
■ちらしなど活動状況のわかる資料 ■見積書 ※はばたき事業助成のみ
申請書は、本会 HP（<http://www.nakagawashakyo.jp>）からもダウンロードできます。

締切 令和4年6月30日（木） 必着

- 2 助成を希望する団体は、7月29日（金）開催の審査会に出席してください。
「はばたき事業助成」は10分程度、「ささえあい活動助成」は2分～5分程度の発表をしていただきます。欠席予定の場合申請は受け付けられません。また、当日欠席の場合も原則助成できません。
ただし、申請の状況その他災害または感染症の発生の影響を踏まえ、その一部を書類審査のみで決定する場合があります。

その他

- ★ ご提出いただいた申請書等は返却できませんので、ご了承ください。なお、申請内容について問い合わせをする場合がありますので、申請書等の写しを必ず保管してください。
- ★ 申請書の内容は個人情報を除き公開資料になりますので、記入にあたりご注意ください。
- ★ 申請書等に記載されている個人情報に関しては、本会個人情報保護規程に基づき、適正に管理します。